6　法附則第十二条の三第三項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7　法附則第十二条の三第三項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

8　法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車　乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車　貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

附則第六条の見出しを「(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)」に改め、同条中第一項を削り、同条第二項を第一項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第六項第三号中「第五項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十三項を削り、同条第十四項中「附則第十五条第三項第二号」を「附則第十五条第二項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項中「附則第十五条第三項第四号」を「附則第十五条第二項第二号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「附則第十五条第三項第五号」を「附則第十五条第二項第三号」に、「第十九項、第二十四項及び第三十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「附則第十五条第三項第五号」を「附則第十五条第二項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「附則第十五条第三項第六号」を「附則第十五条第二項第四号」に、「次に掲げる施設（」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破砕装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち」に、「ものに限る。）」を「もの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を削り、同条第二十一項中「附則第十五条第三項第八号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十二項から第二十六項までを削り、同条第二十七項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十八項から第三十項までを削り、同条第三十一項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第四項」に改め、「ものは」の下に「、当該年度の初日の属する年の前年中において地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち」を加え、「百三十トン」を「二百トン」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十四項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十二項」に改め、「第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者」の下に「（以下この項において「短時間労働者」という。）」を、「総数」の下に「に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数」を加え、「同項第二号に規定する」を削り、「同項第四号」を「同項第三号」に、「短時間労働精神障害者」を「短時間労働心身障害者」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第四十項中「附則第十一条第二十一項第四号」を「附則第十一条第十五項第四号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、同項を同条第二十九項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十一項」に、「前項第五号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十項」に改め、「、搬送設備」を削り、同項を同条第三十三項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、「及び無線設備」を削り、「次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備」を「小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置（インターネットの利用を可能とする平衡対ケーブルを用いた広帯域伝送の方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する回線収容能力が五百回線以下の変復調装置であつて、端末設備でないものに限る。以下この項において同じ。）及びデジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備（小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置を収容するための設備及びこれと一体として設置する電源設備からなるものをいう。）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第四十八項から第五十一項までを削り、同条第五十二項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第五十四項中「附則第十五条第二十三項第一号」を「附則第十五条第十八項第一号」に、「第五十六項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第二十三項第一号」を「附則第十五条第十八項第一号」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第二十三項第二号」を「附則第十五条第十八項第二号」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第五十九項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第六十項中「附則第十一条第三十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第六十四項及び第六十五項を削り、同条第六十六項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第三十二項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十四項」に、「輸送高度化事業」を「輸送対策事業」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第六十九項を削り、同条第七十項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第七十五項を削り、同条第七十六項中「附則第十一条第五十五項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第五十六項